

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1997 May

5



CONTENTS

今月の特集

英米の発信電話番号表示サービスについて..... 3
 日本では漸く試験提供が開始されたばかりの発信電話番号表示サービス。英米のサービスについて紹介する。

米国の領域規制（買収合併による参入規制に関する2例）..... 13
 市場支配力を有する事業者に対する、買収・合併による新規参入を制限する規制の前例を紹介する。

シンガポールの基本通信における公正な競争確保のための要件 19
 TASは、基本通信サービスへの競争導入を2000年に控え、SingTelとの相互接続条件、相互接続料金原則、設備の共有、会計分離等の要件を提示。

EU、認可・ライセンス付与に関わる指令案を採択..... 28
 98年自由化後の通信事業の規制のガイドラインとなる指令案が採択された。

各国のテレコム情報

《事業規制》

コロンビア特別区控訴裁、タリフ届出の差し控え決定を差し止め 31
 相互接続に関する規則に続き、FCC決定が控訴裁により差し止め

SBC、域内長距離サービス提供のための第271条認証を申請 33
 改正通信法第271条及び第272条の要件を全て満たすとし、SBCは域内長距離市場への参入を申請した。初の審査としてFCCの裁定が注目される。

《オーストラリア》

オーストラリアの電気通信法 36
 豪連邦議会は、昨年12月、テルストラ一部民営化法案を可決し、本年3月末電気通信法案のパッケージも可決。

《英国》

オフテル、携帯電話への通話料金に関する諮問文書を発表 39
 セルネット及びヴォダフォンに対して相互接続料金の引き下げを提案。BT・マーキュリー以外の事業者と移動体事業者の直接の相互接続も促進。

オフテル、BTの海外活動の影響について諮問 41
 MCIとの合併を中心とした海外活動が、国内でのユニバーサルサービス提供能力に及ぼす影響を検討。

《スペイン》

テレフォニカとBT/MCI、提携を発表 43
 テレフォニカはユニソースから脱退へ。ポルトガルテレコムも加え、南米での事業を強化。

《イタリア》

STETとテレコムイタリアの合併について..... 45
 STETとテレコムイタリアの合併後の新会社に黄金株制度が導入されることになった。

フランステレコムがインフォストラダの株式取得 46
 提携交渉がようやく合意に達した。

《デンマーク》

4社にDCS-1800免許を付与 47
 既に高い普及率にもかかわらず、各社とも強気の見通し。既存2社はGSMとのデュアルモード端末を投入予定。



今月の特集

英米の発信電話番号表示サービスについて

渡辺 一昭 / 山條 朋子

日本では漸く試験提供が開始されたばかりの発信電話番号表示サービス。英米のサービスについて紹介する。

本年1月28日よりNTTの「発信電話番号表示サービス」、「発信電話番号アナウンス・サービス」の試験提供が横浜（市外局番045）、名古屋（市外局番052）、福岡（市外局番092）の3地域で開始された。本サービスの試験提供開始にあたっては、迷惑電話の防止の他、様々な付加価値サービスの提供が可能になる一方で、発信者のプライバシー保護も問題として議論されている。本稿では、既に本サービスが提供されている国内^(注1)、英国（BT、CATV電話会社であるNYNEX）及び米国（ニューヨーク州のNYNEX、カリフォルニア州のPacific Bell）の電気通信事業者のサービスについてレポートする。

詳細は、以下のとおりであるが、各国の発信電話番号表示サービスを比較すると次のような点が興味深い。

- ・英米では、加入者が「全番号非通知」の登録をした場合でも、特番をダイヤルすることにより「通話毎番号通知」も選べる用意がされている。
- ・米国NYNEXは、「発信電話番号通知サービス」を発展させ「通話中着信機能（キヤッチフォンサービス）」と融合させたCall Waiting IDというサービスを一部地域で提供している。

1. 英国

1) BT

(1) 提供開始日

(注1)
英米の他、カナダ、スウェーデン、イスラエル、サウジアラビア、オマーン、シンガポール等がサービスを提供中。



KDD RESEARCH



1994年11月5日より開始。

(2) サービス提供地域

全国^(注2)

(3) サービス名称

- ・ Caller Display Service (発信電話番号表示サービス)
- ・ Number Withholding (発信電話番号非通知サービス)
- ・ Call Return (発信電話番号アナウンスサービス)

(4) サービス機能

(a) Caller Display Service (発信電話番号表示サービス)

専用端末を利用することにより、発信電話番号がディスプレイに表示されるサービス。発信者が発信電話番号非通知サービスを利用している場合には、この機能は働かない。

(b) Number Withholding (発信電話番号非通知サービス)

2つのオプションが用意されている。

(i) パーマネント・ブロッキング(全番号非通知)

- ・ その番号から発信される通話は、すべて番号非通知となる。
- ・ 利用を希望する場合には、事前にBTに申し込みをする(無料)
- ・ デジタル式交換機に收容されている場合、最初に「1470」をダイヤルすることにより、その通話に限り番号非通知機能が一時的に解除される。

(ii) パーコール・ブロッキング(通話毎番号非通知)

- ・ 番号通知を希望しない場合には、最初に「141」をダイヤルする(アナログ式交換機に收容されている場合でも、利用可能)
- ・ BTへの事前申し込みは不要。

(c) Call Return (発信電話番号アナウンスサービス)

「1471」をダイヤルすれば、その番号への最新の着信通話の発信電話番号及び伝言を聞くことができる。その着信通話の発信者が、BT以外の電話網、公衆電話、アナログ式交換機、BTのコーリングカードを使って発信した場合並びに発信電話番号非通知サービスを利用した場合には、Call Returnは利用できない場合がある。また、「3」をダイヤルするだけで、その番号宛てに通話できる。

(注2)

Caller Display Service (発信電話番号表示サービス)については、デジタル式交換機に收容されていなければ利用できない。



KDD RESEARCH



(5) 申し込み方法

Number Withholding (発信電話番号非通知サービス)の内、パーコール・プロッキング(通話毎番号非通知)は、申し込み不要。

(6) 料金

- Caller Display Service (発信電話番号表示サービス)は、1回線につき3ヶ月毎に £ 4.00 (約800円)
- Number Withholding (発信電話番号非通知サービス)のパーマネント・プロッキングの登録料は無料。
- Call Return (発信電話番号アナウンスサービス)は、全てのBTの加入者に無料で提供されている。

(7) 端末

端末には、市販されているものとBTとのレンタル契約によるものがある。BTが販売する端末の価格及びレンタル料は次のとおり。

なお、BT以外のメーカーの端末についても「CDS (Caller Display Service)」マークのついたものであれば利用可能。

発信電話番号表示サービス対応電話機価格及びレンタル料 £ 1.00=約200円

名称	端末の特徴	販売価格(注)	レンタル料
Caller Display 30	着信通話55通話分の発信電話番号が記憶可能。表示専用端末で電話機機能はなし。	未定(新製品)	販売のみ
Caller Display 50	着信通話50通話分の発信番号電話が記憶可能。	£ 49.99 (約1万円)	£ 5.97 / 3ヶ月 (約1,200円)
Relate 350	12人分の氏名、電話番号と着信通話30通話分の発信電話番号が記憶可能	£ 59.99 (約1万2千円)	販売のみ
Relate 1000	20人分の氏名、電話番号と着信通話30通話分の発信電話番号が記憶可能	£ 89.99 (約1万8千円)	£ 9.90 / 3ヶ月 (約2,000円)

(注) 定価

<出典>BT資料

(注3)
電話サービスが提供できる免許を取得したCATV事業者は、「広帯域CATVフランチャイズ取得公衆電気通信事業者」と呼ばれている。

(注4)
米国の電気通信事業者であるNYNEXが100%出資して設立したCATV会社。

2) NYNEX (CATV電話事業者)

CATV事業者の内、電話サービスを提供するための免許を取得している事業者^(注3)は、107社ある。この内、大手3社といわれるTeleWest、NYNEX、BellCable Mediaの3社はどれも発信電話番号表示サービス他を提供しているが、本稿では、NYNEX^(注4)のサービスについて概観する。



KDD RESEARCH



(注5)
ウォーリントン、ストックポート等の西部都市9地域、ダービー等の中部都市2地域、サセックス等のロンドン南東部地区5地域の16地域。この営業地域内に一般家庭270万世帯、ビジネスユーザー17万社を潜在顧客として抱えている。

(注6)
NYNEXのISDNサービスは128kbpsで提供されている。信号方式は、欧州標準のDASS2 (Digital Access Signalling System 2) 及びQ931を採用している。

(1) 提供開始日

1996年9月1日より開始。

(2) サービス提供地域

NYNEXがCATV電話サービスを提供している全ての営業地域^(注5)。

(3) サービス名称

- Call Return (発信電話番号アナウンスサービス)
- Call Returnに対する発信電話番号非通知サービスも提供している
(名称は特になし)
- ISDNサービス^(注6)の一つとしてCalling Line Identityという名称で発信電話番号表示サービスを提供している。

(4) サービス機能

- Call Return (発信電話番号アナウンスサービス)
加入者は「1471」をダイヤルすれば、自分宛ての最新の着信通話番号及び通話日時がアナウンスされる。また、「3」をダイヤルするだけで、その番号宛てに通話できる。
- 発信電話番号非通知サービス
発信者は、Call Returnによる着信者への番号通知を希望しない場合には、最初に「141」をダイヤルすれば、番号非通知とすることができる。
- Calling Line Identity (発信電話番号表示サービス)
ISDNサービス加入者が専用端末を利用することにより、発信電話番号がディスプレイに表示されるサービス。発信者が発信電話番号非通知サービスを利用している場合には、この機能は働かない。

(5) 料金

- Call Return (発信電話番号アナウンスサービス)、発信電話番号非通知サービスともに無料。
- Calling Line Identity (発信電話番号表示サービス) を利用するにあたってのISDNサービスへの加入料は、一時金が£ 285 (約57,000円)、基本料が3ヶ月毎に£ 66 (約13,200円) となっている。



KDD RESEARCH



2. 米国

1) カリフォルニア州 (Pacific Bell)

カリフォルニア州においては、現在、Pacific Bell、GTE等の電気通信事業者が発信電話番号表示サービスを提供しているが、以下ではPacific Bellのサービスについて紹介する。

(1) 提供開始日

1996年7月8日より開始。

(2) サービス提供地域

カリフォルニア州

(3) サービス名称及び機能

(a) Caller ID (発信電話番号表示サービス)

通話発信者の電話番号が、受信者の電話端末等のディスプレイに表示される。

(b) Caller ID Blocking (発信電話番号非通知サービス)

発信者の希望に応じて発信電話番号を着信者側に通知しないようにする機能であり、次の2つのオプションがある。

(i) Selective Blocking (通話毎非通知)

- ・1通話毎に番号の通知、非通知を選択するサービス。
- ・通常通り相手側の電話番号をダイヤルすれば、相手側に発信者の電話番号が表示される。
- ・番号の前にプッシュ回線の場合は「*67」、ダイヤル式の場合は「1167」をダイヤルすると、その通話のみ番号非通知となる。

(ii) Complete Blocking (全番号非通知)

- ・全ての通話について発信電話番号を相手に通知しないサービス。
- ・Pacific Bellにその番号から発信される通話については、全番号非通知とするよう申し込み手続きをする。Pacific Bellでの措置終了後は、通常通り相手の電話番号をダイヤルしても、相手に発信者電話番号は表示されない。
- ・番号の前にプッシュ回線の場合は「*82」、ダイヤル式電話の場合は「1182」をダイヤルすると、ブロッキングが一時的に解除され、その通話のみ番号が



KDD RESEARCH



(注7)

ANI : Automatic Number Identification 自動発信番号通知機能。米国では800番サービス(着信無料通話)、900番サービス(情報提供サービス)の付加価値サービスとして提供されており、発信電話番号をサービスの契約者に通知するというものである。

相手に表示される。

- Selective Blocking、Complete Blocking共にANI (Automatic Number Identification)^(注7)の技術を利用した800番の着信無料通話、900番の情報提供サービス、911番の緊急番号宛の場合は、ブロッキングは機能せず全ての番号が通知される。
- 発信者がブロッキング機能を利用した場合、受信者側 (Caller IDの利用者) のディスプレイには、「Private」、「P」、「Anonymous (匿名)」等が表示される。

(4) 料金

US\$1.00=約120円

サービス名		料金
Caller ID		加入料 住宅用 : US\$5.00 (約600円) 業務用 : US\$6.00 (約720円) 月額使用料 住宅用 : US\$6.50 (約780円) 業務用 : US\$7.50 (約900円)
Caller ID Blocking	Complete Blocking	登録料、1回毎の利用料共に無料
	Selective Blocking	
ブロッキング方式の変更		1997年1月1日までは何度変更しても無料。それ以降は1回目は無料、2回目からは有料となる(料金は不明)。

(5) 申込方法

各サービスの利用申込にあたっては、Pacific Bell Business Officeに電話で申し込むことができる(800番のフリーダイヤル)

サービスによっては、電子メールでの申込も受付けており、申込用紙がPacific Bellのホームページに添付されている。

サービス名		申込方法
Caller ID		電話または電子メール
Caller ID Blocking	Selective Blocking	電話または電子メール(注)
	Complete Blocking	

(注) カリフォルニア州では、サービス導入前にブロッキングのオプションについて申込をするよう全顧客に案内したが、申込をしなかった顧客については、米国では「デフォルト通知」をとるため、Selective Blockingを選択したとみなされる。

(6) 端末

- 外付けの番号表示装置、番号表示機能付き電話機等が、Pacific Bellにより別売りされており、電話で購入申込ができる。また、デパート、ディスカウントショップ



KDD RESEARCH



- ・ プ、家電販売店、ドラッグストア等でも購入できる。
- ・ 値段はUS\$30 (約3,600円) ~ US\$270 (約32,400円) となっている。
- ・ 住宅用加入者は番号表示専用端末のレンタルも利用可能であり、レンタル料は1ヶ月US\$4.00 (約480円) となっている。
- ・ 視覚、身体障害者のためのサービスとして、電話番号を表示するかわりに音声で発信者番号を知らせる機能付きの電話機も販売されている。

(7) サービス加入者数

Pacific Bellでは正確な加入者数は公表していないが、サービス提供開始時(1996年7月8日)のプレスリリースでは、Caller ID Serviceについて約10,000件以上の加入申込があったと発表している。

(8) 発信電話番号表示サービスの利用例

Pacific Bellでは発信電話番号表示サービスの利用例として次のとおり挙げている。

・ 住宅用利用者の場合

多忙な時、夜中、他からの電話を待っている時などには、発信電話番号によって、その電話に出るかどうかの判断をするのに役立つ。

また、子供には知らない人からの電話には応答しないように躡けられる。

・ 業務用利用者の場合

保険代理店、宅配レストラン業等では、発信電話番号から顧客情報(保険証券番号、配達先住所等)を引き出すことができ、迅速かつ効率的な顧客サービスに役立つ。

2) ニューヨーク州(NYNEX)

ニューヨーク州では、NYNEX(New York Telephone)のサービスについて以下に紹介する。

(1) サービス名称及び機能

(a) Caller ID Service(発信電話番号表示サービス)

- ・ 通話発信者の電話番号が、受信者の電話端末に付随したDisplay Boxに表示される。
- ・ 非公開(電話番号帳に非掲載)の番号についても表示される。





- ・ Caller IDを認識できる交換機を経由した通話であれば他州からの通話であっても番号は表示される。

(b) Caller ID With Name Service (発信電話番号 / 名前通知サービス)

- ・ 通話発信者の電話番号と共にその電話の加入名義人の名前が受信者の電話端末に付随したDisplay Boxに表示される。
- ・ 電話番号は、ニューヨーク州外から発信された通話についても表示されるが、名前はニューヨーク州内のNYNEXのサービス地域のNYNEX顧客リストに登録されている名前に限られる。

(c) Blocking Service (発信電話番号非通知サービス)

Caller ID Service、Caller ID With Name Serviceが提供されている地域の顧客には、発信電話番号を受信者側に通知しないためのブロッキング機能が提供されており、次の2つのオプションのうちから選択できる。

(i) Per-Call Blocking Service (通話毎番号非通知)

- ・ 1通話毎に通知、非通知を選択するためのサービス
- ・ 相手の電話番号の前にプッシュ回線の場合は「*67」、ダイヤル式電話の場合は「1167」をダイヤルすると、その通話については発信電話番号は通知されない。
- ・ 利用手順：*67 (1167) + 信号音 + 相手側電話番号
- ・ Per-Call Blockingを利用した通話については、受信者側では、Call Return Service^(注8)を利用することはできない。
- ・ 受信者側がCaller ID With Name Serviceの加入者で、Repeat Dialing Service^(注9)を利用した場合は、発信電話番号が相手に通知され、呼び返しを受ける場合もある。

(ii) All-Call Blocking Service (全通話非通知)

- ・ 全ての通話について発信電話番号を相手に通知しないサービス。
NYNEXに申し込み、手続き完了後は通常通り、相手側の電話番号をダイヤルしても、相手側に発信者電話番号は表示されない。
- ・ All-Call Blocking Service利用者から発信された通話の場合、受信者側はCall Return Service、Repeat Dialing Serviceを利用することはできない。
- ・ All-Call Blocking Serviceの利用者が一時的に番号非通知を解除するためにPer-Call Display Service (通話毎通知) が提供されている。相手側電話番号の前にプッシュ回線の場合は「*82」、ダイヤル式電話の場合は「1182」をダイヤル

(注8)

Call Return Serviceとは、「*69」をダイヤルすれば一番最後にかかってきた電話番号を呼び返すことができるサービス。

(注9)

Repeat Dialing Serviceとは、相手側の電話が話中の場合、フッキングをして「*66」をダイヤルすると、相手側が空き次第、自動的に再度呼び出すことができるサービス。



KDD RESEARCH



すると、その通話については、受信者側に発信者電話番号（受信者側が Caller ID With Name Service 利用の場合は名前も）が通知される。

- ・発信者がブロッキング機能を利用した場合、受信者側（Caller IDの利用者）のディスプレイには、「Private」、「P」、「Anonymous（匿名）」等が表示される。
- ・800番、900番宛については、受信者側がANI（Automatic Number Identification）を利用している場合は、ブロッキングは機能せず番号が通知される場合もある。911番の緊急通知電話番号宛の場合は発信電話番号は通知される。

(d) Anonymous Call Rejection（匿名電話受信拒否）

番号を通知しない電話に対して受信者側では、呼び出し音がならず、発信者には「番号を通知しない電話は受けない」旨のメッセージが流れる。この場合、発信者に通話料金はかからない。

(e) Call Waiting ID / Call Waiting ID With Name

（発信電話番号 / 名前表示型キャッチホン）

- ・通話中に他の電話がかかってきたとき、新たにかかってきた電話の番号（Call Waiting ID With Nameの場合は名前も）が専用のDisplay Boxに表示される。
- ・利用にあたっては、専用の装置が必要。

(2) サービス提供地域

サービス名	提供地域
Caller ID Service	ニューヨーク州
Caller ID With Name Service	
Blocking Service Per-Call Blocking Service All-Call Blocking Service Per-Call Display Service	
Anonymous Call Rejection(ACR)	ニューヨーク州 (住宅用利用者のみ対象)
Call Waiting ID Call Waiting ID With Name	ニューヨーク市内のみ (1997年1月末現在)





(3) 料金

US\$1.00=約120円

サービス名		料金
Caller ID Service		加入料：US\$16.00（約1,920円） 月額使用料：住宅用 US\$6.50（約780円） 業務用 US\$8.50（約1,020円）
Caller ID With Name Service		加入料：US\$16.00（約1,920円） 月額使用料：住宅用 US\$7.50（約900円） 業務用 US\$9.50（約1,140円）
Blocking Service	Per-Call Blocking Service	登録料、1回毎の利用料共に無料
	All-Call Blocking Service	登録料：各地域へのサービス提供開始後、6ヶ月以内であれば無料 それ以降はUS\$5.00（約600円） 利用料：無料
	Per-Call Display Service	All-Call Blocking Serviceを選択した場合、無料で利用できる。
Anonymous Call Rejection(ACR)		Caller ID Serviceの加入者は無料 ACRのみを利用する場合は、月単位で加入する（料金は不明）
Call Waiting ID、Call Waiting ID With Name		不明

(4) 申込方法

各サービスの利用申込にあたっては、NYNEXのカスタマーサービスに電話にて申し込むことができる（800番のフリーダイヤル）。

サービスによっては、電子メールでの申込も受付けており、申込用紙がNYNEXのホームページに添付されている。

サービス名		申込方法
Caller ID Service		電話または電子メール
Caller ID With Name Service		
Blocking Service	Per-Call Blocking Service	申込不要（注1）
	All-Call Blocking Service	郵送（注2）または電話
	Per-Call Display Service	All-Call Blocking Serviceを選択した場合、手続きなしで利用できる。
Anonymous Call Rejection(ACR)		電話のみ
Call Waiting ID、Call Waiting ID With Name		

（注1）米国では、「デフォルト通知」をとるため、All-Blocking Serviceの手続きをしない限り、Per-Call Blocking Serviceを選択したとみなされる。

（注2）Caller ID Service、Caller ID With Name Service、Call Return Serviceが各地域に提供開始される際に請求書に申込用紙が同封されるので記入の上、返送する。

【参考文献・資料】

- ・KDDヨーロッパ、KDDアメリカ調査報告書
- ・英国 BT、NYNEX、TeleWest、TeleCable Media各社資料
- ・米国 Pacific Bell、NYNEX、GTE各社資料



米国の領域規制(買収合併による参入規制に関する2例)

大谷 潤

市場支配力を有する事業者に対する、買収・合併による新規参入を制限する規制の前例を紹介する。

KDD総研R&A4月号(1997年4月20日発行)において、RBOCsによるLATA間サービス分野への参入条件を概説した。BOCsによる高度サービスの提供に係る条件を定めた第2次コンピュータ調査裁定が、通信法第272条(構造分離;セーフガード)の参考となっていると考えられることを示した。本稿では、ボトルネックを有する事業者による他の分野への参入に対して一定の制限を設けているその他の具体例を2例紹介する。

1. GTEによるSouthern Pacific Communications買収に係る同意審決

1-1. 経緯

ベル系地域電話会社7社を除けば、米国の地域電話サービス分野第1位の地位を占めるGTEは、1984年に、長距離通信分野で第3位であったスプリントを有するSouthern Pacific Communications Company (SPCC)を買収した。これに対し司法省及び複数の競争事業者は、反トラスト法上の問題を提起し、これに対してGTEは後述する内容の同意審決(GTE同意審決)に合意することにより、この問題の解決を導いた。

1-2. GTE同意審決の内容

GTE同意審決の主な内容は以下の2点に絞られる。

(1) 構造分離

GTE同意審決では、合併後のGTEに対して、SPCC及びその傘下の会社と、合併前のGTE及びその傘下の会社との構造分離が義務づけられている。この場合の構造



KDD RESEARCH



分離とは、資産、運用保守機能等のいかなるサービス関連要素の相互移転を禁止するという厳しいものとして規定された。但し、GTE側の既存の(基本及び高度)長距離サービスの統廃合は認められた。

(2) 合併・買収の制限

同意審決では、合併後のGTEに対して、長距離サービスを提供する事業者の株式或いは資産の買収を、SPCC買収後10年間は禁止している(SPCC買収以降のGTEは、市場拡大を自前の営業力でのみ図らねばならない)。但し例外として以下の場合が挙げられている。

付随的に長距離サービスに用いられる設備(資産)の購入

GTEの長距離サービス収入の5%に満たないトラフィックを扱う長距離事業者との合併・買収

1.3. 競争政策上の意味・意義

GTE同意審決は、以下の点において競争政策上の意味・意義が認められる。

(1) 構造分離

1982年のAT&T修正同意審決による分割は、地域ボトルネックと長距離分野の資本分離(完全別会社化)であり、その直後に発表されたボトルネック事業者であるGTEによるSPCCの買収は、AT&T修正同意審決の主旨とは逆行するものであった。GTE同意審決では、通信産業の競争促進という観点から、GTEによる買収を、AT&T・RBOCsというドミナント事業者に対する対抗勢力の誕生として位置づけて認めている一方で、GTEのボトルネック支配力の濫用へのセーフガードとして、構造分離義務が課されている。これは、改正通信法第272条のRBOCsに対する構造分離義務と同じであり、内部相互補助や差別的取り扱いの防止を目的としている。

(2) 合併・買収規制

GTE同意審決では、SPCC買収後の更なる長距離事業者の買収を制限している。これは、ボトルネック支配力を背景とする安定的かつ豊かな財務・資金力を用いて、長距離分野における際限のない集中を防ぐことを目的としており、事業者の規模に着目して競争環境を判断する反トラスト法に基づく規定である。





(3) 規定の実効性

GTE同意審決に係る論争はその後発生せず、規制としては明確かつ妥当と評価できる。構造分離を規定する改正通信法第272条も同様な評価をうけることとなるものと推察される他、合併・買収規制が構造分離を補完する有用な規制形態と位置づけることができよう。

2. 警報監視サービス

2-1. 経緯

1996年電気通信法による通信法改正では、ボトルネックを有するRBOCsによる、これまで制限されていた分野への参入を原則認めるものの、改正通信法第272条(構造分離;セーフガード)のような制限を新たに設けてもいる。

これらのうち、改正通信法第275条(警報監視サービス)では、警報監視サービス分野へのRBOCsの5年間の参入を制限しており、既に同サービス分野に参入してしまっているRBOCsに対する規制に、前述のGTE同意審決と同様の買収・合併制限が規定されている。

2-2. 例外規定及び追加的制限の内容

改正通信法第275条(警報監視サービスⅠaⅠ)は、前述のとおり、RBOCsによる警報監視サービス分野への参入を、1996年電気通信法施行後5年間(2001年2月8日迄)禁じるものであるが、同法制定以前より警報監視サービスの提供を開始しているアメリカテックの存在を考慮して、例外規定及び追加的制限を規定している。その内容は以下のとおり。

(1) 既提供サービス

1995年11月30日時点で、既に警報監視サービスを提供しているBOCs或いはその系列会社(実態はアメリカテックのみ)については、1996年電気通信法施行後も同サービスの提供を継続できる。

(2) 既提供サービスに対する制限

上記(1)に該当するBOCsは、警報監視サービスを提供する非系列会社の株式の取





得或いは財務上の支配権 (financial control) の保有について、1995年11月30日から1996年電気通信法施行後5年後までは認められない。

2-3. 競争政策上の意味・意義

(1) 買収・合併規制

GTE同意審決と同様、ボトルネック支配力を背景とする財務・資金力を用いた買収・合併等を通じて、別(警報監視)サービス分野における安易な集中が行われることを防止することを目的としている。規模に着目した公正競争保護規制であり、反トラスト法を補うものである。

但し、GTEの同意審決とは異なり「株式の取得或いは財務上の支配権の保有」のみが制限され、「資産の購入」には言及されていない点で曖昧さを残している。アメリカはこの点につき、設備・要員・ユーザとの契約の全てを、株式購入による敵対的買収ではなく「友好的な合意」に基づき買収することは(「資産の購入」にあたることから)可能と解釈できるとしている。規制の目的或いは議会の意図は明らかではないが、この解釈は、現在、FCCにおいて検討されており、いずれ明確化される予定である。

(2) 構造分離義務

AT&T修正同意審決によりBOCsによる提供が原則禁じられた各種サービス^(注1)は、適用除外認定を受けることで提供可能であり、その場合には、構造分離義務が課されていた^(注2)。1996年電気通信法によりBOCsが参入可能となった長距離(LATA間)サービスについても、AT&T修正同意審決の適用除外認定を受けて既に提供している情報サービスについては、法第272条により構造分離義務が継続して課されている。

これに対して、AT&T修正同意審決の適用除外認定を受けてアメリカにより既に提供されている警報監視サービスは、例外的にアメリカ本体により提供されており、これを考慮した1996年電気通信法により制定された改正通信法第275条においても構造分離義務は課されていない。

これは、次項(3)でも述べるとおり、地域ボトルネック網に大きく依存する警報監視サービス分野が、1996年電気通信法制定の時点において、中小事業者を中心とする極めて競争的(良好)な状態にあるとの認識に基づき、現状継続を優先したも

(注1) 長距離(LATA間)サービスの他、情報サービス、機器製造・販売及びその他の非電気通信サービスの提供が禁じられていた。

(注2) その他の要件として以下の2点が規定されていた。

(1) 資金調達は、分離系列会社自らの信用に基づいて行う。

(2) 新規事業からの収入の総額は、RBOCs全体の総収入の10分の1を超えてはならない。





のと考えられる。

(補) 5年間の参入制限の継続

1996年電気通信法は、AT&T修正同意審決及びGTE同意審決により規定された分野別の参入規制(領域規制)等を無効とし、いわゆる相互参入を可能とすることで競争を促進させることを原則としている。従って、アメリテックを除くBOCsによる警報監視サービスへの参入制限を更に5年間継続するという改正通信法第275条の規定は例外的なものとして位置づけられる。

警報監視サービスは、下院の審議記録によると、「中小事業者が支配的な市場構造により実態的に米国全土に提供されている」分野と位置づけられ、「極めて競争的であり過去10年に設置料金が40%下がる一方で監視料金を同水準に維持している」と、現状は良好な状態と評価されている。しかし一方で、「最新技術による現在のサービスの提供が地域ボトルネック網に大きく依存しているためこれまでも連邦政府が公正競争を確保するために度々介入してきた」とも指摘されており、BOCsによる参入を遅らせることが最善の策との結論が導かれている。

この結論は、相互参入が必ずしも競争促進を図るとは限らない場合が存在することを示している。

3. ボトルネック支配力のもう一つの問題

第2次コンピュータ調査裁定及び通信法第272条は、内部相互補助及び差別的取り扱いの防止を目的として、主に構造分離義務を規定している。特に、1996年電気通信法によりRBOCsが長距離サービス分野に参入可能になる(AT&T修正同意審決の破棄)一方で、構造分離義務が課される(改正通信法第272条)という文脈の中で、昨今の電気通信サービス分野における公正競争条件整備の議論は、この問題を中心としてきた。これに対し、本稿で紹介した2例は、RBOCs或いは巨大な独立系地域事業者(Incumbent LEC)であるGTEによる新規参入分野における合併・買収を通じた「集中」という問題が取り上げられている。これは集中による価格支配力の問題^(注)という、どの産業にも起こりうる問題であり、いわゆる反トラスト規定が、内部相互補助や差別的取り扱いとともに対象とする問題行為の1つである。

ところが、前述した2例からもわかるとおり、電気通信分野における集中は、口

(注3)

ある事業者が自社の供給量を増減することで価格を操作することが可能な状態。競争状態と異なり、市場メカニズムによる効率化が阻害される。市場シェアだけでなく、需要及び供給の価格弾力性等からの検討も要する。ローカル・ボトルネックを有しないAT&Tが、ドミナントからノンドミナントに区分が変更された際にもこれらの点から検討された。



KDD RESEARCH



ーカル・ボトルネックを背景とする豊富で安定的な資金力(それが独占利潤でなく適正利潤であっても)がもたらすものと捉えられており、いわばボトルネック支配力のもう1つの問題と位置づけることができる。今世紀前半までAT&T(当時)が行っていたような合併・買収による集中は、相互接続、差別的取り扱い及び資金力を背景とする集中の全てに該当する典型的な例である。

現在の米国の長距離サービス分野は、AT&Tをノドミナントと分類し直した際に、市場が競争的であり、FCCにより「集中」の問題は発生しえないと判断されていることから、RBOCsの第272条系列会社(域内長距離サービスを提供)等に対する合併規制には消極的な姿勢を取ることが想定される。しかし、その他の分野に起こりうる「集中」の問題には、AT&T修正同意審決、或いは本稿で紹介した2例の存在から、反トラスト法が常に適用され得る状態にあると考えることは妥当であろう。





シンガポールの基本通信における 公正な競争確保のための要件

前川 陸衣

TASは、基本通信サービスへの競争導入を2000年に控え、SingTelとの相互接続条件、相互接続料金原則、設備の共有、会計分離等の要件を提示。

前号では、従来のSingTelによる独占的提供が終わり2000年から競争が導入される基本通信サービスの免許条件のガイドラインを概説したが、本稿では、TAS（シンガポール電気通信庁）の発行した事前入札審査書類の中で言及されているシンガポールの基本通信における公正な競争環境の整備に関わる条項の骨子を紹介する。アジア・太平洋地域のテレコム・ハブを標榜するシンガポールは、通信においても他のアジア諸国に先駆け欧米諸国の通信政策を参考に、国際的に有効な競争市場の創出に向け、取り組み始めた。

1. 相互接続（ANNEX 2A、2B）

新規PBTS^(注1)事業者は、TASの相互接続のフレームワーク、および技術条件に従って、TASの認可を受けた他の免許事業者^(注2)との相互接続を行う義務を負う。

1.1 相互接続の原則

競争環境下における経済、技術、実行上の効率性の追求。

ネットワーク同士の相互接続のための容量確保、利用者にとっての透明性およびネットワークの選択・アクセス・利用の自由の確保。

ネットワーク間の機能全般、料金、品質、パフォーマンスにおける非差別性。

1.2 具体的ガイドライン

(1) 全てのPBTS免許取得者は、自己のトラフィックと、他の事業者のトラフィックを公平に取り扱うべく、相互接続ポイント（POI：Point Of

(注1)
Public Basic Telecommunication Services。公衆基本通信サービス。

(注2)
既存のPBTS事業者であるSingTelを始めとして、公衆セルラー移動電話事業者のSingTel Mobile、MobileOne、公衆無線ページング事業者のハッチソン・イントラページ、MobileOne、ST アドバンスト・ラジオ、SingTel Paging等がこれに含まれる。



KDD RESEARCH



Interconnection) およびアクセスポイント (POA : Point Of Access) において、良質なエンド・トゥ・エンドサービスを保証し、十分な容量を確保する。

(2) 相互接続の構成は次の2通りが考えられる。ただし、事前にPBTS事業者間の合意を得ることを条件に、下記以外の相互接続構成を提案することもできる。

構成	相互接続方法	備考
ネットワーク・ゲートウェイにおける相互接続	国際関門局(注1)、トランク交換機、タンデム交換機(注2)、市内交換機、相互接続専用ゲートウェイを利用する。	相互接続ポイントは、概念上、2つのネットワークを結ぶリンクの中間とみなす。
ローカル・ループ(加入者回線)アクセス	本配線盤(MDF:Main Distribution Frame)、または宅内配線盤(building MDF)、道路設置キャビネット(roadside cabinet)にアクセスする。	アクセスポイントは、本配線盤または宅内配線盤、道路設置キャビネット。

(注1) 国際関門局は、国際ネットワークとの相互接続に用いられ、これには衛星地球局および海底線陸揚げ局が含まれる。

(注2) セルラー移動電話会社2社および無線ページング会社4社とのSingTel公衆網との相互接続の場合は、現在、2つの相互接続専用のタンデムが利用されている。TASは、新規PBTS事業者も専用の相互接続用タンデム交換機を用いて、タンデム同士、あるいはゲートウェイ同士の接続を行うことが、ネットワーク構成上の信頼性を高めるといって最も好ましいとしている。

(3) 相互接続/アクセスポイントとネットワークの間のリンク

PBTS事業者はそれぞれ、相互接続ポイントまたはアクセスポイントと自己のネットワークとの間のリンクの一部を提供し、運用保守を行う義務がある。

(4) 相互接続ポイントにおけるイコールアクセスのための容量確保

事業者は、相互にトラフィック予測を交換し、相互接続ポイントにおける十分な容量を確保し、他の事業者のトラフィックが滞りなく疎通するようにしなければならない。

(5) 相互接続のインターフェース要件(信号・伝送・同期信号方式)

PBTS事業者は、信号方式、伝送方式、同期信号方式において、ITU-T標準インターフェースを適用する。

(6) 顧客情報の交換

ネットワークを相互運用する目的で、場合によっては発信者番号データを含めた顧客情報の交換を行う。





(7) トラフィックおよびサービス情報の交換

ネットワーク運用者は、発信者番号表示サービス、およびルーティング、ピリング、国際計算上のトラフィック、ネットワーク・ゲートウェイにトラフィックを流すために必要なすべての情報を交換する。その他、トラフィックデータ、計算料金、課金データフォーマット等の情報交換についても上記と合わせて、既存の事業者と新規PBTS事業者との間で協議する。

1.3 相互接続の技術要件

(1) 技術標準

相互接続ポイントにおける信号方式、伝送方式、同期信号方式のインターフェースは、ITU-Tの標準に従う。TASは、事業者間の相互接続交渉を促進するのに必要な基本的技術標準を提示する。

(2) 既存公衆網との相互接続

既存の公衆網交換型ネットワークとの接続に関する技術的インターフェース要求事項は次のとおり。

(a) 信号方式

事業者のネットワーク・ゲートウェイでの接続は、ITU-TのNo.7信号方式に基づき、加入者回線アクセスの場合は、ISUP (ISDN User Part) を適用する。

(b) 伝送方式

ネットワーク・ゲートウェイとの相互接続用には2,048kbit/秒のデジタル・リンク (ITU-T勧告G.703準拠) を利用する。上記以外のデジタル・リンクを用いる必要がある場合は、既存の事業者と協議する。インターフェースの詳細は別途提示する。

(c) 同期信号方式

既存事業者は、従属同期方式^(注3)を採用しているが、新規事業者の固定網と既存のPSTNとの接続は、独立同期方式 (プレジオクロナス運用方式)

^(注4)を適用する。

(注3)

hierarchical master-slave method of network synchronisation。デジタル信号のパルス繰り返し周期の基準となるクロック信号の周期を送り手側と受け手側で合わせるために、主クロック (この場合、SingTelのクロック) から分配されたクロックを用いて同期を取る方式。

(注4)

plesiochronous mode of operation。上記の従属同期方式に対して、送り手側と受け手側のそれぞれが、精度の高いクロックを持ち、スリップ発生確率を十分に低いものとする方式。国際事業者間では、通常この方式が取られている。



KDD RESEARCH



(3) 広帯域ネットワークの相互接続

広帯域ネットワークの相互接続インターフェースは、ITU-T勧告および/あるいは広帯域ISDNのATM-F標準に基づく。新規事業者の広帯域ネットワークのインターワーキングのための技術インターフェースは、ITU-Tに準拠し、ネットワーク事業者間の合意を得なければならない。

2. インフラ設備の共有/運用 (ANNEX 3)

PBTS事業者は、TASが必要と認めた次の場合に限り、TASの設備共有のフレームワークに従ってインフラ設備^(注5)を共有する義務がある。設備の共有に関し、事業者間の合意が成立しない場合、TASが調整役となり交渉期限を設ける。また、TASの定める相互接続料金原則フレームワークに基づき、提供条件およびコストを決定する。

ボトルネック設備であり通信サービス提供上技術的に代替が不可能^(注6)。

設備が適当な時期に、重複あるいは代替される場合^(注7)。

設備の共同利用により限られた通信インフラおよび土地、資源を有効に活用できる場合。

代替設備の提供が、公共の利益に反する場合^(注8)。

3. アクセス番号、ナンバーポータビリティ (ANNEX 4)

3.1 アクセス番号

PBTS事業者は、TASの定める番号計画^(注9)に従う義務がある。

「000」を国際電話サービスの初期設定アクセス番号 (default access code) とし、各PBTS事業者に通じる自社国内ネットワーク加入者から自社の国際電話サービスにアクセスする番号とする。ただし、他社の国際電話ネットワークにアクセスする場合は、「0XX」という事業者ごとに異なる国際電話サービスアクセス番号を付与される。

トールフリーのアクセス番号1800およびプレミアムサービスの1900は、PBTS事業

(注5)

インフラ設備とは、ダクト、マンホール、タワー、土地、建物および通信センター内の付属設備 (本配線盤室) 交換機および相互接続用の設備を収容するスペース、ケーブル室およびケーブル引込口等の通信付属設備を指す。

(注6)

例として、MRT (Mass Rapid Transit: シンガポール高速鉄道) あるいは、CTE (Central Expressway: 中央高速道路) トンネル内でセルラー移動通信および無線ページングサービス等を提供する際に、ケーブルあるいは設備設置のスペースを新設することが物理的に困難な場合を挙げている。経済的に代替が不可能な場合は対象とならない。

(注7)

ケーブル敷設の際に既存のケーブル・ダクトを共有することと比較して、道路を掘り返すことが困難である場合など。

(注8)

新規事業者がエンド・ユーザーの家庭に別の銅線の電話回線を設定した場合、すなわち設備の二重化によって生ずる利用者への負担を例に挙げている。

(注9)

シンガポールの番号計画は、次頁表のとおり。



KDD RESEARCH



者間で共有する。

シンガポールの番号計画

1桁目	桁数	用途	番号例
0	3桁	国際識別番号、およびトランク番号	001:IDD、020:STD/マレーシア宛(注1)
1	3桁~4桁	特定のサービス用コード	1xxx: 問い合わせサービス、苦情処理サービス 1800: トールフリー、 1900: プレミアムサービス(注2)
2	7桁	PSTN番号	
:			
8			
9	3桁	緊急通話番号	999:警察、995:消防/救急車
	8桁	携帯電話、ページャー(95年9月1日より7桁から8桁に変更)	

(注1) シンガポールからマレーシア宛の通話は、STD(Subscriber Trunk Dialing)と呼ばれ、IDDとはダイヤル方法が異なる。

(注2) 96年4月1日より、ITU-T勧告E.161に基づく次のアルファベットを記載したキーパッドの販売が認められているため、トールフリー、プレミアムサービス等の販促上、有効である。(参考)1(なし)、2(ABC)、3(DEF)、4(GHI)、5(JKL)、6(MNO)、7(PQRS)、8(TUV)、9(WXYZ)

3.2 ナンバーポータビリティ

TASがナンバーポータビリティに関する事業者間料金原則および交渉に関わるフレームワークを設定することを条件に、PBTS事業者に対して、2000年4月1日のサービス開始までに、固定通信サービスにおけるナンバーポータビリティ^(注10)を確保することを義務付ける。

(注10) ちなみに、セルラー移動電話、および無線ページングサービスにおいては、97年4月1日からナンバーポータビリティの提供が義務付けられている。

4. 反競争的行為に対するセーフガード(ANNEX 9)

4.1 相互接続とアクセス義務

PBTS事業者に対して、次の相互接続およびアクセスに関する義務を課す。

- ・シンガポールの他の通信事業者の「適当なシステム」^(注11)とのアクセス提供義務
- ・シンガポールの通信サービス事業者へのアクセスチャージの設定
- ・認可された機器またはシステムによる接続
- ・認可された機器またはシステムとの接続を妨げるような知的所有権の行使の禁止
- ・相互接続されている機器またはシステムへの改修の際の関係者への事前通知、およびTASの認可取得

(注11) 「適当なシステム(Applicable Systems)」とは、TAS通信法に基づき、国内および国際技術標準に準拠しているシステムを意味する。



KDD RESEARCH



4.2 料金設定とサービス品質

(1) 料金規制

- ・PBTS事業者は、政府当局の設定する料金規制政策に従う。
- ・PBTS事業者は、上項のもとで料金規制に従って決定されたそれぞれのサービスの財務データ、および会計報告を個別に管理し、監査のために要求されれば、政府当局に提示しなければならない。

(2) 不当な優遇措置、および不当な差別の制限

通信サービスの提供に当たり、約款あるいは、提供サービスの料金、パフォーマンスにおいて、いかなるユーザーあるいは、特定層のユーザーに対して、不当な優遇措置、または不当な差別を行ってはならない。

(3) 料金表、および約款の発行

PBTS事業者は、提供サービスに関する詳細な情報、特に提供条件と料金、および障害時の修理の提供、技術サービス、相互接続に関する情報を発行する義務がある。

4.3 サービス設定および料金設定

(1) 通信機器業者との共同販促活動またはサービス提携の非排他性

(2) サービス・パッケージのアンバンドル化

(3) ロッキング・イン（閉じ込め）要素^(注12)のあるサービス設定あるいは販促活動の禁止。

(4) 割引や優遇価格でのサービス提供における非差別性、非排他性。

5. 公正な行動基準（ANNEX 10）

原則的に次のような事業者の不当行為を禁止する。

通信市場における競争を阻害する行為（ダンピング価格でのサービス提供等）、通信市場への新規参入を阻止する行為（競争会社が設備を共有する必要があると知りながら、設備共有の余裕がないなどの誤情報を提供すること、あるいは競争会社から不当な使用料を請求することなど）

(注12)

具体的例として、サービス提供の際、特定の事業者との加入契約義務を顧客に課すこと、あるいはTAS認可を受けた通常の契約期間を越えて、不当に長期にわたり（1年以上）、サービス契約義務を課すこと、販売促進期間後もサービス契約義務を課すことなどが挙げられている。



KDD RESEARCH



5.1 不当行為の具体的事例リスト

- (1) 系列会社（related corporation）との間の排他的契約関係の締結
- (2) 顧客に対する差別あるいは、排他的な扱い
- (3) 機器およびサービスの提供条件における不当な差別
- (4) 機器やサービスの提供の際のロッキング・イン（閉じ込め）^(注13)
- (5) 競争他社に関連する誤解を招く情報/誤情報の流布
- (6) 通信設備、サービス、機器の提供のバンドル化
- (7) 他の免許取得者のサービスあるいは機器の改ざん
- (8) 他の免許取得者の機密情報の公開
- (9) 他の免許取得者の運用を不当な遅延の誘発
- (10) 誹謗/誤解を招く主張
- (11) 略奪的料金設定
- (12) サービスあるいは機器間の提供利益の相互補助

6. 会計分離（ANNEX 11）

有効な競争の発展のための公正な市場確保と適切な競争のセーフガードの一つとして会計分離^(注14)があり、PBTS事業者は、それぞれのサービスごとの会計結果をTASに提出する義務がある。その第一の目的は、略奪的価格の設定、系列会社（related entities）との取引を独立当事者間によらずに（non-arm's length）行うこと、あるいはバンドリング、その他規制の対象となる事柄に内包される相互補助を監視し、規制することである。

6.1 会計基準

会計基準は、一般的会計手続き（費用配分と移転価格原則を含む）会計報告義務、および事務手続きから構成される。

- (1) 免許取得者の現行の会計の他に、TASに対して詳細記録を提出するための内部会計報告システムの使用を規定する。
- (2) 会計分離のための財務情報に含まれるのは、免許取得サービスごとの総売上、総費、固定資産、関連取引を含み、非財務情報としては、ネットワーク構成関連データ、ネットワーク容量、ネットワーク利用量、サービス/商品量、

(注13)

サービス事業者が電話端末機器メーカーと協力し、自社のネットワークしかアクセスできないよう、端末側で電子的にロックすることが挙げられている。

(注14)

会計分離とは、各サービス部門の会計を独立させ、個別に会計報告を行うことである。会計分離は、TASから2つ以上のサービス免許を得ている事業者に対して課せられる。



KDD RESEARCH



その他の活動手段等、提供サービス/商品の詳細情報を含む。

- (3) 事務手続きには、会計基準の修正、信用維持 (maintenance of confidentiality) 全ての財務情報についての外部の会計監査士による会計監査が含まれる。

7. 相互接続サービス (IRS) における料金原則 (ANNEX 12)

TASは、競争導入にあたり、新規PBTS事業者のコストの重要な部分を占める相互接続料金を合法的に提示する必要があることを認めている。また、TASは、既存事業者SingTelに対して運用効率を高める正しいインセンティブを与えるとともに、新規PBTS事業者が最もコスト効率の良いネットワークを構築できるよう、相互接続料金は的確な経済的基準に基づいて算定されるべきであると認識している。不必要なネットワークインフラの二重化による社会的コストと資源の誤配置、既存事業者のネットワークを非経済にバイパスすることから生じる過当競争は、シンガポールの産業、および経済にとって望ましいことではないからである。

7.1 相互接続料金原則

TASは相互接続料金原則を、基本的にはFCCの従来、費やしてきた過去のコストよりも将来的に費やすコストに着目し、旧来のテクノロジーではなく、最新のテクノロジーを用いたとしてコスト算定を行う「未来的長期増分コスト算定方式」と同様の考え方にに基づき設定している。

7.2 相互接続サービス

相互接続サービスは、料金算定上、次の4種類に分類される。

- (1) 物理的相互接続 (PI : Physical Interconnect)
- (2) 発信および着信 (Origination and Termination) サービス
- (3) アンバンドル化されたネットワーク要素 (UNE : Unbundled Network Element)
- (4) 必須サポート設備 (ESF : Essential Support System)

7.3 支払責任の基準

相互接続料金の支払いについては、次の支払責任の基準を設定している。

- (1) 相互接続料金は発生させた側が負担





(2) 発信/着信/中継料金の支払い

終端の事業者あるいは、サービスを提供するネットワークを持つ事業者は発信料金を負担する義務があると同時に、場合により他の事業者に対して中継料金を支払う。別の事業者の顧客に着信するトラフィックを発信した側の事業者は、着信料および場合により中継料を支払う義務がある。

(3) アンバンドル化されたネットワーク要素および必須サポート設備のコストはアクセスを要求する側の事業者が負担する。

7.4 暫定的相互接続料金（ベンチマーク）の設定

市場力が十分に機能しないであろう競争の初期段階においては、TASは相互接続料金を決定する市場のための指標として、暫定的に相互接続料金のベンチマークを設定する必要があると考える。自由化の初期段階においては、既存の事業者が相互接続サービスの主要なプロバイダーにならざるを得ない。そのため、TASは、すべてのプロバイダーの相互接続サービスの提供コストを代表するSingTelの会社組織とネットワーク構成に基づいて、暫定的に相互接続サービスの料金リストを算出する。

TASは、上記の相互接続料金原則に基づいて相互接続料金を暫定的に算出し、入札資格者に公開する。これは、2000年4月1日から3年間有効^(注15)とし、それ以降は事業者間の交渉に委ねられる。

【参考文献・資料】

- INFORMATION PACKAGE (by TAS, 1997)
- PRE-QUALIFICATION TENDER DOCUMENT FOR PUBLIC BASIC TELECOMMUNICATION SERVICE LICENCE (by TAS, 1997)

(注15)
見直しが必要とされた場合、または免許事業者間で相互接続料金で合意した場合は、それ以前に失効する。





EU、認可・ライセンス付与に関わる指令案を採択

近藤 麻美

98年自由化後の通信事業の規制のガイドラインとなる指令案が採択された。

EU閣僚理事会は3月6日、「認可・ライセンス付与に関する共通枠組み指令」案を採択した。本指令は通信事業者に対する許認可の付与方法、付与条件等について、EU加盟国間で共通の基本的な枠組みを規定するものである^(注1)。

指令の主な条項は以下のとおりである。

<出典>Financial Times(3.7)、Council Press Release(3.11)他

<概要>

EU域内の電気通信市場の自由化を促進するため、電気通信事業の提供には事前の認可取得は不要とするか、もしくは「全般的な認可^(注2)」によるものとする。特定の限られた場合以外には、「個別限定的なライセンス^(注3)」は発行しない。

認可の付与条件は、客観的に正当なものであり、非差別的、公平、透明なものでなければならない。

認可付与の手続き方法、条件についてEU域内で調和化を図る。また、「ワン・ストップ・ショッピング方式^(注4)」を導入し、免許取得手続きの簡素化、効率化を図る。

<全般的な認可>

各加盟国は、全般的な認可に以下のような条件を課してもよい。

電気通信サービスの必要条件^(注5)に関わること

電気通信市場の競争を阻害するような行為（特に料金設定に関して）の防止に関わること

電話番号の効果的・効率的利用に関わること

更に、公衆電気通信網および公衆電気通信サービスを提供する事業者に対する認

(注1)
今回の閣僚理事会では、他に「音声ONP修正指令案」が採択された。同指令案は現在欧州議会で審議されており、今後議会で採択される必要がある。

98年以降の規制の枠組みに関わる指令案では、他に「ONP相互接続指令案」がある。審議が難航していたが、3月19日、欧州議会および閣僚理事会による調停委員会によって共同案が合意に達し、今後議会および理事会で正式に採択される見通しである。

(注2)
general authorization; 一定の要件を満たせば取得でき、規制当局による事前の審査・決定を必要としない。

(注3)
individual licence; general authorizationに基づいて運営している事業者に対し、特定の権利を与えるため、または特定の義務を課すために規制当局が付与する免許。

(注4)
one-stop-shopping procedure; 2カ国以上にまたがってサービスを提供する場合、複数国の規制当局に対し認可申請をしなくても済むよう、加盟国間で統一された方法により、一地点で申請・届出が済ませられるようにする取り決めをいう。

(注5)
例としてネットワーク運用に関するセキュリティの確保、周波数の有効な利用などが挙げられている。



KDD RESEARCH



可には、以下の特別な条件を課してもよい。

利用者および加入者の保護に関わること（料金情報の明示、利用者からの苦情対応体制の整備等）

ユニバーサル・サービスの提供に財政面で貢献すること

電話番号案内に必要な顧客情報の交換

緊急通話サービスの提供

障害者への特別な配慮

通信網の相互接続およびサービスの互換性に関わること

<個別限定的なライセンス>

個別のライセンスは、以下の目的においてのみ発行してもよい。

無線周波数または加入者番号の利用を認める場合

公有地または私有地の利用に関する特別な権利を与える場合

事業者に対しユニバーサル・サービス等の義務を課す場合

顕著な市場支配力を持つ事業者^(注6)に対し、特定の義務を課す場合

また、上記以外の場合においても、基本音声電話サービスの提供、無線周波数の使用を含む公衆通信ネットワークの敷設および提供に際しては個別のライセンスを定めてもよい。

また、各加盟国は、周波数の有効利用を確保する目的に限り、またはすべての事業者に十分な電話番号が利用可能になるまでの期間に限り、ライセンスの付与件数を制限することができる。ただし、件数の制限については一定期間ごとに適宜見直すこと、ライセンスの付与は公募によること等が定められている。

<認可・ライセンス手続きの料金>

各加盟国は事業者に対し、全般的な認可および個別のライセンスの付与に関わる手数料を課すことができる。

しかしその料金は、認可・ライセンスの発行、管理、運用において生じる事務手続きのための実費を超えるものであってはならない。

更に、各加盟国において物理的に限られた資源（周波数等）の利用に関わる個別のライセンスを付与する場合は、資源の最適利用を図るため、その利用料を課してもよいこととする。利用料は、非差別的なものであり、また特に、サービスの革新

(注6)

一国の特定の通信サービス市場において25%以上のシェアを持つ事業者。ただし、市場の規模、事業者の市場への影響力、信用等により一概には言えないため、最終的には各国の規制当局の判断に任されている。



KDD RESEARCH



および競争を促進するものであるよう配慮しなければならない。

<ワン・ストップ・ショッピング方式>

欧州委員会はワン・ストップ・ショッピング方式の運営のために必要な措置として、以下の条件を設定した。

EU域内で電気通信サービスを提供しようとするすべての事業者にかかれたものであること

申請書・届出書の受付機関を1または複数定めること

受付機関が個別限定的なライセンスの申請書を受理した場合は7日以内に、また全般的な認可の届出書を受理した場合は2日以内に、関連する国の規制当局に申請書または届出書を送付すること

関連する国の規制当局は、定められた期間内に決定を下し、申請者および受付機関に対し結果を通知すること

受付機関は年1回、申請の却下件数、届出の拒否件数を含め、ワン・ストップ・ショッピング方式の運営状況について欧州委員会に報告すること

<第三国>

EU域内において加盟国以外の国の通信事業者が享受するのと同様に、EU加盟国の通信事業者もEU域外の第三国の通信市場に参入できるようにすべきである。

もし加盟国の通信事業者が第三国において認可の取得、事業の運営等で何らかの問題に遭遇した場合は、欧州委員会に対し報告できる。

欧州委員会はそのような問題の報告を受けた場合必要に応じ、閣僚理事会に対し、当該第三国の然るべき当局との交渉に関する提案を行うことができる。

他に、各加盟国の認可業務が円滑に行われるよう欧州委員会を補佐するLicensing Committeeの設置や、各加盟国の規制当局に対する守秘義務等に関する条項が設けられている。

各加盟国は1997年末までに、本指令に準拠して各国の認可制度の整備を図るよう求められている。





各国のテレコム情報

事業規制

コロンビア特別区控訴裁、タリフ届出の差し控え決定を差し止め

相互接続に関する規則に続き、FCC決定が控訴裁により差し止め

コロンビア特別区控訴裁は2月13日、FCCに対し1996年10月に発出された非支配的国内長距離事業者のタリフ届出の差し控え決定の仮差し止め(stay)を命じた。ここにいう「仮差し止め」とは、当該審議が終結するまでは同決定の効力を停止させるものである。

<出典> コロンビア特別区控訴裁命令文本文、Telecommunications Report(1.13)他

経緯

(1) 通信法第10条立法前

FCCは、1980年代初頭から、競争促進及び規制手続きの簡素化を目的として、タリフの届出義務の適用を差し控える政策を段階的に決定してきた。1984年の「競争的事業者規制緩和案件」第6次裁定において、規制の差し控え政策を正式な決定と位置づけ、非支配的事業者によるタリフ届出を禁止した。その後その権限に関する法的根拠を巡りMCIが控訴裁へ提訴し、控訴裁は「届出は通信事業者にとって義務であると同時に権利としての意義を持つ」とのMCIの主張を受け入れ、タリフ届出を禁止する第6次裁定は無効とされた。そこでFCCは、「自主的な届出は認める」とする第4次裁定を復活させた。次いで1992年にはAT&Tが「そもそも差し控える権限はない」として控訴し、「全ての通信事業者はタリフの届出義務を負う」との判決によりFCCは再び敗訴した。FCCは連邦最高裁に上告したが、最高裁も控訴裁の判決を支持、タリフ届出義務の免除は違法とする決定を1994年6月に下した。これ以来、非支配的事業者のタリフ届出義務が再び適用されていた。敗訴したFCCは「規制差し控え権限を認める立法化を要求する」と述べ、これを受けて通信法案にFCCの要求が盛り込まれていくこととなった。

(2) 立法後

1996年電気通信法により追加された通信法第10条(電気通信サービス)の提供における競争(a)項(規則の柔軟性)^(注1)に基づき、FCCに規則の適用を差し控える権限が規定された。これを受けたFCCは「9ヶ月の移行期間の間に全ての非支配的国内長距離事業者は届出済のタリフをキャンセルし、その後はタリフの届出を禁止する」との完全な差し控え決定を発出した。

1996年12月2日、MCIは「通信法第10条でFCCに認められた「差し控え権限」は通信法第203条タリフ届出義務の適用を差し控えるだけの権限であり、キャリアの自発的な届出までを禁止する権限はFCCにない」として、この決定の再検討を裁判所に要請した。

(注1)

通信法第10条(a)項において「以下のように判定した場合には、FCCは電気通信事業者若しくは電気通信サービス又は特定の範疇に属する電気通信事業者若しくは電気通信サービスに対して、その市場の地理的広がりのすべて、あるいは一部分において本法の規制又は規定の適用を差し控えなければならない。」とし、差し控え適用の理由として以下の条件を挙げている。

- (1) 公正且つ合理的
- (2) 消費者保護
- (3) 公共の利益



KDD RESEARCH



更にMCIは12月18日、以下の理由からFCCに対して差し控え決定の差し止め要求を行なった。その際MCIは、12月26日までに同決定が差し止められなければ控訴裁に持ち込む意向を明らかにしており、その後ワシントン特別区控訴裁に申し立てを行なった。

- ①タリフ届出禁止により、MCIおよび他の全ての長距離事業者は個々の顧客と改めて契約を締結し直さなければならず、それに係わる莫大なコストを負担しなければならない
- ②その新しい契約関係の法的効果については、控訴審が未確定の間、相当な疑問が残る

また、控訴裁はMCIに対する手続の早期処理要求の一部を認めており、1997年9月初旬に口頭弁論を行なうとしている。

● COMMENT

控訴裁の差し止めは、昨年（1996年）の相互接続に関する規則の一部差し止めが続いて2件目である。構造分離要件に関する規則制定において、FCCが条文の文言から極力逸脱しないよう慎重に結論を導いたのは、こうした状況が背景にあるとも受け取れる。今回の命令はあくまで差し止めであり、審議は今後も継続されることになる。

主要な論点はFCCの差し控え権限の範囲である。通信法第10条では、タリフの届出義務の「差し控え」と表現されており、届出禁止或いはキャリアの自主的な届出の容認のいずれかについては明確ではない。今回は差し止めとなったが、前述した経緯や敗訴という苦い経験からFCCは、MCIの控訴理由である"通信法10条の法律上の文言解釈"に基づく反論を既に想定しており、議会における立法経緯及び他産業での同様の議論を十分考慮するべきであるとの主張を用意している。

（橋口 有）





SBC、域内長距離サービス提供のための第271条認証を申請

改正通信法第271条及び第272条の要件を全て満たすとし、SBCは域内長距離市場への参入を申請した。初の審査としてFCCの裁定が注目される。

1997年4月11日、SBC Communications Inc.、その地域電話子会社Southwestern Bell Telephone Company、及びその長距離電話子会社であるSouthwestern Bell Long Distance（以下、3社を総称してSBCと言う）はFCCに対し、SBCの営業地域の一つであるオクラホマ州における長距離サービス提供のための第271条認証を申請した。改正通信法第271条は、ベル系地域電話会社（以下、BOCsと言う）が地域網を提供する自社営業地域から長距離サービス（以下、域内長距離サービスと言う）を提供するためには、事前に同条に基づく認証をFCCより取得する必要があると規定している。第271条に定められている条件とは、地域電話市場における公正競争の存在であり、具体的には次の3つの条件を柱としている。

1. 1以上の設備ベース競争事業者との相互接続、又は、競争事業者からの相互接続不請求の場合、州委員会の認証を得た相互接続条件の提示（第271条(c)(1)(A)(B)項）
2. 締結もしくは提示された相互接続条件が14のチェックリストに適合していること（第271条(d)(3)(A)項）
3. 第272条の構造分離要件を満たしていること（第271条(d)(3)(B)項）

SBCは5,000ページにわたる申請文をFCCに提出し、オクラホマ州において上記の条件が全て満たされていることを主張している。一方、AT&T及びMCIは、オクラホマ州の地域電話市場における競争はSBCの域内長距離市場参入を認める上で不十分であると主張、直ちに反論を開始した。BOCsによる域内長距離参入申請は本件が実質的に初めてのケースであり^(注2)、今後の審議が注目される。

FCCは本申請に対し、5月1日までに州委員会への諮問、又、5月16日までは司法長官への諮問を終結させ、7月10日までに裁定を下さなければならない。

出典 Communications Daily(4/14), Application by SBC(brief), Brooks News Release(2/25), FCC News Release, Telecommunications Act of 1996

COMMENT

SBCは、現在第271条認証の要件を全て満たしているのは同社の営業地域の中ではオクラホマ州だけであると述べており、従って今回の申請は同州でのサービス提供に限られている^(注3)。第271条認証の要件の柱となる3つの条件とは前述のとおりであり、設備ベースの競争事業者との相互接続（第271条(c)(1)項）その相互接続条件が14のチェックリストに適合していること（第271条(c)(2)項）そして、関連会社のローカルボトルネック支配による反競争的行為に対するセーフガードとして、構造分離要件（第272条）が満たされていること（第271条(d)(3)(B)項）である。SBCは5,000ページに及ぶ申請文により、これらの要件が満たされていることを主張している。3つの要件の中で、第271条(c)(1)(A)項『域内長距離サービスを提供するための要件 設備ベースの競争事業者の存在』を巡り、今後議論が展開され

(注2)

アメリカも1997年1月に第271条認証申請を行っているが、手続き上の不備から申請を取り下げている。

(注3)

SBCが営業地域としているのは米國中南部の5州である（アーカンソー、カンサス、ミズーリー、オクラホマ、テキサス）。これらの州では地域電話市場の競争を促すため、89件の接続協定（卸売りも含む）が既に締結されているとSBCは述べているが、第271条認証を満たすのはオクラホマ州だけとのこと。



KDD RESEARCH



るものと予想される。

【法第271条(c)(1)(A)項】設備ベースの競争事業者の存在

1. 条文の概要

本項では、BOCsが域内長距離サービスを提供するための要件として、『地域電話市場における住宅及び企業層を対象に競争する1社以上の設備ベース事業者の存在及び当該事業者との、州委員会によって承認された相互接続協定の締結』が掲げられている。上記記述の中で、「競争」の程度、そして「設備ベース事業者」の定義について、その解釈が分かれるものと思われる。

(1) 「設備ベース」と「競争の程度」

「設備ベース事業者」の定義については『もっぱら自社の電話設備により、あるいは、再販との組み合わせにより主として(predominantly)自社の電話設備により、サービスを提供すること』と記述されている。この中で「主として(predominantly)」がどの程度を指しているのかが曖昧であり、また、設備ベース事業者の規模については言及されていない。事業者の規模とは競争の程度と密接に関連するものである。競争する事業者の存在を要件として定めているのも関わらず、その「競争」の程度については、その要件・基準に関わる記述が全くない。

(2) 立法経緯

一方、本条文の立法経緯をみると、BOCsが域内長距離市場に参入する要件として『十分な数の(substantial number of)住宅及び企業顧客にサービスを提供できる能力のある設備ベース事業者との相互接続』とする条文案が制定段階において民主党より議会に提出されている。このように、法案の段階では設備ベース事業者の規模あるいは競争の程度・基準についての記述は存在していた。しかしながら、共和党議会はこれを退け、現在の表現となったのである。共和党/民主党対立の中で妥協を図り、表現を玉虫色にしたままでFCCに問題解決が委ねられた訳だが、この「競争の程度・基準」を巡り、今後大きな論争が展開されるものと思われる。

2. 第271条(c)(1)に関わるSBCの申請内容

SBCはオクラホマ州においては再販も含めて16の接続協定を締結していると述べており、その中の6つの協定^(注4)が州委員会によって承認を受けている模様である(いずれも仲裁裁定には持ち込まれていない)。これら6つに事業者の中で、SBCは第271条(c)(1)(A)項の要件を満たす設備ベース競争事業者としてBrooks Fiber Communications(以下、Brooks Fiberと言う)^(注5)1社だけを挙げている。

SBCは地域電話サービスを提供する際の設備の構成は、1.ローカルループ、2.伝送設備、3.交換設備の3つの要素に集約されると述べている。Brooks Fiberが設備ベース事業者として適格であることを示すに際し、SBCは同社との相互接続において、前記3つの要素の内、1つ以上は提供していない点に言及している。つまり、Brooks Fiberは地域電話サービスを提供する上で必要となる3つの設備要素の内、2つ以上は自前の設備で運用しており、これは、「主として自社の電話設備によりサ

(注4)

協定が締結された6つの事業者とは、Brooks Fiber Communications、Dobson Wireless Inc.、ICG Telecom Group、Sprint Communications、US Long Distance及びWestern Oklahoma Long Distanceであり(主にCAPsあるいは再販キャリア) Sprintを除いては主要キャリアは含まれていない。

(注5)

Brooks Fiberは約3年前に設立され、中規模都市を対象に事業展開を行っているCAPs(Competitive Access Provider)である。現在全米約30都市において交換設備を保有し、96年の売上は約56億円(前年伸び率約300%)と急速に伸びている模様。



KDD RESEARCH



ービスを提供する」との要件に適合するとSBCは述べている。

しかしながら、Brooks FiberはCAPsとしては成功を収めているものの、規模は小さく、オクラホマ州における住宅顧客数は10に満たないと一部で報道されている。また、CAPsは企業顧客層をターゲットとし、住宅顧客層を対象としないのが一般的である。このような事業者が果たして「設備ベースの競争事業者」として適格であるか、前述のとおり、今後の議論の中心となるものと思われる。FCCのハント委員長は、適格となる設備ベース競争事業者とはAT&TやMCI/スプリント等の主要キャリアであるとの解釈を以前に示したことがある。法の解釈を巡る論争となることは必至であろう。

なお、SBCは、同社が第271条(c)(1)(B)項「不請求の場合の要件」も満たしていることを主張している。同(B)項では、競争事業者からの相互接続の要求が行われなかった場合、州委員会によって承認を受けた相互接続条件を一般に提示すれば、域内長距離市場参入のための認証申請を行うことができると定めている。SBCはオクラホマ州において既に相互接続条件を提示しており、かつ、同条件は州委員会によって承認されていることが申請文の中で示されている。この点においては、SBCは(B)項の要件を満たしていると言うことができる(尤も、AT&TやMCI等から相互接続要求が本当になかったのか疑問は残る。)しかしながら、第271条(c)(1)項の構造上の解釈について、議論の余地があるものと思われる。第271条(c)(1)(B)項は「不請求の場合の要件」を定めているのであり、同項が第271条(c)(1)(A)項の要件である「設備ベース競争事業者との相互接続」と同時に成り立つことは論理的に矛盾する。SBCの申請では、(A)項で定められている設備ベースによる事業者の存在を主張する一方、「不請求」であった場合の要件である(B)項も満たしていることを主張している形となっている。第271条(c)(1)の構造は、「(A)又は(B)」であるが、SBCの「(A)かつ(B)」は、その要件の性格上有り得ないものである。SBCはBrooks Fiberが設備ベース事業者として認定されないことを想定して(A)も(B)も満たしていることを主張したのだろうが、ここでも法の解釈を巡る議論が展開されるだろう。

以上、SBCによる域内長距離市場参入のための第271条認証申請について、その想定される争点につき紹介した。第271条認証に関し、法解釈を巡る論争、そして法廷闘争へと持ち込まれる可能性が大きい。更には、条文の構造上の欠陥も指摘される可能性がある。FCCの相互接続決定の一部及び料金規制の差し控え決定も、法の解釈を巡り、控訴裁により差し止めを受けている。このような事態となるのは、改正通信法における曖昧で両義にとれる表現に問題があるのである。前述のとおり、その責任の一端は議会にあると言えよう。(井上茂雄)





オーストラリア

オーストラリアの電気通信法

豪連邦議会は、昨年12月、テルストラ一部民営化法案を可決し、本年3月末電気通信法案のパッケージも可決。

昨年3月の総選挙の結果、政権が自由党・国民党連合（保守連合）へ移行したものの、電気通信関連政策に関しては新政権へ引き継がれ、昨年未までに新通信法案（電気通信法案のパッケージ）の成立を図るため、準備が進められていた。その一方、保守連合は選挙公約であるテルストラの民営化法案^(注6)を与党が多数を占める下院では通過させたが、与党が過半数に満たない上院での通過が難航していた。しかし、昨年12月、野党の一部取り込みに成功して、テルストラ一部民営化法案は成立した。

97年7月以降の電気通信のさらなる競争導入に備えた通信法改正案のパッケージは11の法案から構成され、業界関係者及びユーザーの意見を反映させるべく、公聴会等を開催したりして法案成立が遅れたが、特別委員会でも法案審査後上院への報告を行い、本年3月末、可決した。7月からの通信市場自由化に間に合った。

<出典>KDDシドニー事務所(12.24 1996、3.3/6/7)、Telenews Asia(3.25)、他

COMMENT

1. テルストラ一部民営化法案

豪連邦議会の同法案可決により、本年後半にはテルストラの部分民営化と株式上場が実現することになった。テルストラの1995年度（95年7月～96年6月）の売上高は前年度比8.2%増の152億豪ドル、純利益は同31%増の23億豪ドルで最高記録を更新した国営通信会社の株式売り出しとなることから人気を呼ぶことであろう。なお、設立から4年半にして1995年度（95年7月～96年6月）に黒字計上したオプタスは、資本力強化を図るため株式上場を昨年6月に予定していたが（同社の時価総額は40億～50億豪ドルと推定）、子会社のオプタス・ビジョンの少数株主である7ネットワークとの株主協定を巡っての紛争が長引いたことにより、テルストラの株式上場と同じく本年後半以降になることが予想されている。

2. 新電気通信法に対するアルストン通信・芸術大臣のコメント

97年7月以降の電気通信完全自由化に向けての新たな法的枠組み作りとして、通信法改正案のパッケージは1000ページから成る11法案^(注7)である。主な特徴は次のとおり。

通信事業者の数を制限しない。また、そのタイプも区別しない（業務区分をキャリアとサービスプロバイダーとする）、キャリア間及びキャリア/サービスプロバイダー間の完全な相互接続を保障。新規キャリアへの参入を規制する財政上及び技術上（最低限の技術基準を除く）の基準は設けない。外資規制は既存キャリアについては変更がないが、新規キャリアについては規制なし。

本年3月末に議会で可決された後、アルストン通信・芸術大臣が行った報道発表における新通信法に係るコメントの概要を以下に紹介する。

(注6)

テルストラの全株式の1/3を売却する。売却収入は80～100億豪ドルが見込まれ、この内10億豪ドルを環境問題に支出予定。厳格な外資枠（全株式における外資所有は11.6%以下、1外資所有は1.6%以下に制限）と最高経営者及び経営者の大半は豪州人により構成し、かつ豪州内での本社、運営基盤の設置を規定している。

(注7)

・1996年電気通信法案、・1996年商取引慣行法改正（電気通信）法案、・1996年豪州通信庁（ACA）法案、・1996年電気通信（移行規定及び関連改正）法案、・1996年電気通信（電話番号料）法案、・1996年電気通信（ユニバーサルサービス税）法案、・1996年電気通信（キャリア免許料）法案、・1996年電気通信（キャリア免許手数料廃止）法案、・1996年無線通信改正法案、・1996年無線通信（受信設備免許税）法案、・1996年無線通信（伝送設備免許税）改正法案



KDD RESEARCH



- ・オーストラリアの通信産業が最大の価値を生み出せる環境となる。先端技術の導入と革新的サービス提供に向けて通信産業を動機づけるとともに、消費者保護の強化も行う。免許取得の容易さ、公正で妥当な相互接続・アクセス協定、反競争的行為のセーフガード、利用者によるサービスプロバイダーの事前選択が競争を促進し、この活発なる競争が低廉化とより良いサービス提供につながる事が期待される。
- ・産業界の自主規制を重んじる。
- ・架空ケーブルや移動通信用のアンテナの塔の設置が増加することにより、環境への影響を配慮するため、州及び地域の環境法が適用される。
- ・米国の規制廃止効果（過疎地域間のケーブル網構築やインターネット、データ通信用のダイレクトPC衛星サービスの普及）がオーストラリアでも期待できる。過疎地域においてもより良いサービス提供を求める需要に対応しようとする小規模事業者の市場参入を可能とし、既存の事業者からシェアを奪うであろう。市場開放・自由化が進展している米国を見れば来たるべきオーストラリアの姿が見える。
- ・1998年末には全オーストラリア人の96%へ高速データ通信サービスの提供が可能となるであろうが、2000年までにすべてのオーストラリア人がデジタルデータサービスの利用が可能となるよう法改正に盛り込んだ。
- ・顧客サービス保証では、通信業界オンブズマン（TIO：Telecommunications Industry Ombusman）が通信法とともに果たす役割は大きい。又、通信法は様々な問題に係る業界行動規範の正式な枠組みを提供するとともに、無料の緊急通話、オペレータ補助通話、番号案内、項目別請求書に係る消費者保護についても規定している。
- ・現行の通信監督機関であるAUSTELを周波数管理庁（SMA）と統合してACA（Australian Communications Authority）を設立し、競争政策に関する機能と権限はAUSTELからACCC（Australian Competition and Consumer Commission）に移管されて、ACAとACCCは共に通信問題に関する調査を行う（ACCCは競争促進を阻害する事業者の反競争的行為に対し迅速な対応措置をとる）。ACAはキャリア及びサービスプロバイダーの業績等に関する重要事項を年度毎に通信芸術大臣に報告する。

3. まとめ

テルストラの一部民営化法案の成立は昨年3月に誕生した新政権（保守連合）の選挙公約の実現であったが、新通信法は前政権の改正案を基本的に踏襲して成立させたという違いはあるものの、これらの新しい枠組み作りは、新政権にとって価値ある実績となるのであろう。

新通信法では産業界の意見もかなり取り入れ、官民一体となった電気通信産業の育成や発展を目指しているが、ACCCという一組織が全産業分野を監督しきれのかという問題やテルストラとオプタスの確立した複占体制（基本通信の中でも地域電話）に参入する余地があるのかという疑問が残る。しかし、PCS市場の発展（3事業者の96年末GSM加入者総数は170万で今後の加入者増が期待されている）や周波数帯の売出しが開始されるセルラー電話において、この7月からの通信自由化により、競争が激化することが予想され、影響は大きいものとなる。



KDD RESEARCH



なお、国際を含む長距離電話市場にもサービスプロバイダー最大手のAAP Telecommunications やAxicorp等数社が参入する予定である（AAPは電力会社と提携して市内電話への参入も検討中）

テルストラや徐々にシェアを増やし続けるオプタスのこれまでの好調な業績が、通信自由化後も継続されるのが注目される。（神保 修）

参考：「96年12月に議会へ上程された法案」とそれ以前に公開された法案と異なる点

構成	相違点	政府のコメント
キャリアの定義	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信網でキャリアから除外されるものを明示する---Trunked land mobile, one-way paging及び利用者が一ヶ所に集中するサービス（PHSやDECT技術を利用したコードレス自動式構内交換機） 	<ul style="list-style-type: none"> PHSやDECTのニッチ市場への参入に興味を示す事業者に歓迎されるであろう
キャリアの権限と免除	<ul style="list-style-type: none"> 土地へのアクセス ACAが設備設置許可を与えた時のみ、又は設置する設備が環境への影響基準を下回るもののみ、キャリアは調査、設備設置及び維持のため土地に入ることが許される。キャリアが土地アクセス権を行使する際にキャリアが遵守すべき慣行規範を大臣が決定する 州及び地域法からの免除 キャリアが州及び地域法から免除されるのは、土地アクセス権を行使しうること確保する必要があるもののみである。しかしながら、既存のキャリアが97年7月1日以前にインフラ整備を始めたものには猶予期間を設ける。架空ケーブルでは3ヵ月、その他の設備では6ヵ月とする 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアの権限と免除についての議論が起きている問題へ政府は妥協点を見出す必要があったことから法案化が遅れた
タリフ申請	<ul style="list-style-type: none"> ACCCが実質的に市場支配力を有すると認めたキャリアにタリフを申請させる。このタリフ情報はACCCが公共の利益にかなうものと認めたときに公開される 	<ul style="list-style-type: none"> タリフの透明性を確保する要件として、多くのサービスプロバイダーに歓迎されるであろう
周波数制限	<ul style="list-style-type: none"> 政府は周波数帯の一個人又はグループへの割当て量に制限を設けることができる。来たる周波数入札時にこの権限が行使される 	<ul style="list-style-type: none"> この権限行使を決定する際にACCCを中心的役割割りとするこれまでの法案から、大臣に決定権があるものとした





英国

オフテル、携帯電話への通話料金に関する諮問文書を発表

セルネット及びヴォダフォンに対して相互接続料金の引き下げを提案。BT・マーキュリー以外の事業者と移動体事業者の直接の相互接続も促進。

オフテルは、諮問文書「携帯電話への通話料金 (Prices of Calls to Mobile Phones)」を発表した。これは、携帯電話への通話料金が固定電話への料金と比較して極端に高いとの批判が利用者団体から出されたことに応えたものである^(注8)。特に問題になったのは、BT加入者からのセルネット及びヴォダフォンへの通話が、オレンジ及びOne2Oneへの通話に比較して高いことであった(それぞれの事業者については表1参照) (細谷 毅)

<出典>KDDヨーロッパ(3.26)他

(注8)

1996年3月発表の諮問文書「1997年からの価格規制」において、BT固定網から携帯電話への通話料金は小売料金のプライスカップとは別個に扱う方針が示されていた。

(1) 各社の小売料金と相互接続料金

高い小売料金の主な原因は、BTが携帯電話事業者に支払う相互接続料金にある。BT加入者が、固定電話へ通話した場合の小売料金は平均5ペンス/分(約11円/分)であるのに対して、携帯電話への小売・相互接続料金は表2の通りになっている。

一方、マーキュリーがヴォダフォン及びセルネットに支払う相互接続料金は、1995年度で16.1ペンス/分(約34円/分)となっている。これは、裁定を求められたオフテルが1991年に決定したもので、以後オフテルが毎年改定している。マーキュリーに対するヴォダフォン及びセルネットの相互接続料金は同一水準となっているが、これは消費者からみて好ましいと考えられること、効率性向上に繋がると考えられることによる。

一方BTの支払っている相互接続料金は、携帯電話事業者との協議によって決定されている。オフテルは、BTとマーキュリーに対して異なる相互接続料金が適用されていることが不当に差別的かどうかを現在検討中である。また、BT、マーキュリー以外の事業者も移動体事業者との直接の相互接続を希望しているが、提示された料金がBTと同水準であったため、これを不服としてオフテルに裁定を求めている^(注9)。

(注9)

現在オフテルは、オレンジ/ヴォダフォン、オレンジ/セルネット、Scottish Telecom/ヴォダフォン、ジェネラルケーブル/セルネットの相互接続協定について裁定を求められている。

(2) オフテルによる相互接続料金の算定

オフテルは、ヴォダフォン及びセルネットの免許の規定に従って分析を行った結果^(注10)、ヴォダフォンの相互接続料金は10~14ペンス/分(約21円~29円/分)、セルネットが13~18ペンス/分(約27~38円/分)と試算した。オフテルは、マーキュリーの場合と同様に両者に同一の相互接続料金を設置することが適当と考えているが、この点については結論を出さず、意見を求めている。さらに、同一の相互接続料金を他の携帯電話2社(オレンジとOne2One)に拡

(注10)

両者の免許条件5.5に、オーバーヘッドと資本へのリターンを含む全部配賦費用により算定することが定められている。



KDD RESEARCH



(注11)

この場合も、BT発とマーキュリー発の料金水準を同じにするような規制は行わない。

張ることについても意見を求めている。

オフテルは、BT発・ヴォダフォン及びセルネット宛の小売料金についても、相互接続を反映して同一水準とすることを期待するが^(注11)、この点についての結論は出されていない。この措置についても、相互接続料金同様、オレンジ及びOne2Oneにも拡張する案が出されている。これは、料金水準のわかりやすさから消費者にとって望ましいことに加えて、事業者の変更によって着信料金が変わらないことから、移動体へのナンバーポータビリティ導入にも役立つと考えられる。その一方で、オフテルは以上述べたような料金規制がコスト削減へのインセンティブを削ぎ、競争を阻害する可能性についても指摘している。

表1：英国の移動体通信事業者

	ネットワーク	加入者数	シェア	主要株主
Vodafone	GSM・アナログ	2,830,000	40.7%	
Cellnet	GSM・アナログ	2,685,000	38.6%	BT(60%)、Securicor(40%)
Orange	DCS-1800	850,000	12.2%	ハチソンワンボア(48%)、British Aerospace(22%)
One2One	DCS-1800	583,000	8.4%	マーキュリー(50%)、US West(50%)

出典：Mobile Communications(3.20)他

表2：BTが携帯電話事業者に支払う相互接続料金と、加入者から受け取る小売料金

	相互接続料金 (VAT抜き)	小売料金 (VAT込)			
		平日	夜間	週末	平均
Vodafone/Cellnet	19.66	37.5	25	12.5	32
Orange	15	30	20	10	(不明)
One2One	13	30	20	10	(不明)

単位はペンス / 分 (1ペンスは約2.1円)

小売料金は96年度平均

ヴォダフォン / セルネットとの相互接続料金は96年10月から
オレンジ、One2Oneとの相互接続料金は97年2月から



KDD RESEARCH



オフテル、BTの海外活動の影響について諮問

■ MCIとの合併を中心とした海外活動が、国内でのユニバーサルサービス提供能力に及ぼす影響を検討。

オフテルは、BTの海外活動が英国内のサービス提供に与える影響に関する諮問文書"Domestic Obligations in a Global Market"を発表した。昨年発表されたBTとMCIの合併が、この検討を開始する大きな理由となっているが、この諮問文書は合併そのものではなく^(注12)、以下のように合併が英国内でのサービス提供に与える面からの分析を行う。

オフテル長官は、1984年電気通信法第3条により、以下の義務が課されている。

- (a) 英国全土において、合理的な需要を満足する電気通信サービスの提供を確保する。
- (b) これらのサービスを提供する全ての者が、これらのサービスの提供資金を賄えるようにする。

電気通信市場においては競争が進展しつつあるが、現在もBTのネットワークが果たす役割は大きい。いくつかの市場においては十分な競争が行われていないこと、多くの事業者が相互接続によってBTのネットワークに依存していることから、BTが質の高いサービスを提供することは競争促進のために不可欠である。この状況を反映して、BTは免許条件1において、英国全土で合理的な要求を満たす電気通信サービスを提供することが義務付けられている(いわゆるユニバーサルサービス提供義務)。BTの海外展開は、この義務を遂行する能力と意欲に影響を与える可能性があり、この可能性はオフテル長官が見過ごすことができないものである。特に、以下の2点の影響が大きい。

- ・ MCIとの合併の財務的なアレンジメントが確定していないこと
- ・ 米国1996年電気通信法の実施方法と効果が不確実なこと

諮問文書では、BTによる国内サービス提供の確保を監視する手段として、以下の4つのオプションを提案し、意見を求めている。

オプション1

免許改正は行わず、現在の監視体制を継続する。具体的には、パフォーマンス指標の比較、サービス品質の統計、利用者からのフィードバックなどを用いる。サービス品質の低下が明らかになった場合には、BT免許や1992年競争・公益サービス法^(注13)に基づく手続きを行う。

オプション2：一般的な禁止条項の追加

免許改正を行い、サービス提供義務を満たすための能力を減少させるような行為を禁止する条項を免許に加える。BTはこの方法を望んでいる。

オプション3：毎年の評価と保証

オプション2に加え、これを検証する具体的方法を定める免許改正を行う。取締役会は、オプション2の義務に違反することを当該年度に行っていないことを保証する文書の提出を義務付けられる。この文書には監査人のレポートを含むものとする。

(注12)

合併に関連する審査は欧州委員会及び米国FCC・司法省で行われている。

(注13)

1992年競争・公益サービス法(The Competition and Service (Utilities) Act 1992)により、1984年電気通信法が一部改正され、BTに一定品質のサービス提供を要求する権限をオフテル長官に与えている。



KDD RESEARCH



オプション4：英国のシステム事業を確保する義務

オプション3同様、オプション2に加え、これを検証する具体的方法を定める免許改正を行う。取締役会は、将来一定の期間について、オプション2の義務を遂行することが可能であることを保証する文書を提出することを義務付けられる。この文書には監査人のレポートを含むものとする。

<出典>KDDヨーロッパ(4.1)他

COMMENT

「競争・公益サービス法」は、電気通信やガス、電力、水道事業といった公益サービスにおける消費者保護を目的としたもので、各分野への競争導入により小口ユーザに敷寄せが行くことを防ぐものである。同法成立の1992年時点、BTはすでに多国籍企業向けサービスを提供する「シンコーディア」(コンサートの前身)を設立しており、同法の制定が海外事業による国内サービスへの影響を視野に入れたものであったことは興味深い。なお現在のところ、オフテルの発表するサービス比較文書等においても、BTのサービス悪化は報告されておらず、利用者からもBTに対して品質向上を求める声はそれほど上がっていない。

本年4月にもテレフォニカ及びポルトガルテレコムに出資を発表するなど、ますます活発化するBTの海外活動には多くの資金が必要となっており、このような活動が少なくとも短期的には英国内への投資を犠牲にしていることは事実である。また、オフテルは競争の進展により2001年には全ての料金規制の撤廃を予定しているが、その場合にもユニバーサルサービスは、反競争的行為と並び継続して規制の対象となる重要な問題であると考えられる。今回の諮問文書の発表は、小売プライスカップと同様、小口ユーザの保護を進めるオフテルの姿勢を明確にするものととらえられ、今後の消費者団体等からの反応が注目される。(細谷 毅)





スペイン

テレフォニカとBT / MCI、提携を発表

テレフォニカはユニソースから脱退へ。ポルトガルテレコムも加え、南米での事業を強化。

4月18日、テレフォニカ、BT、MCIの3社は、以下の内容の提携を行うことを発表した。

テレフォニカの国際部門TISA (Telefonica International SA) とMCIは、汎米ジョイントベンチャーを折半出資で設立する。経営権はTISAが持つ。社名はTelefonica Panamericana MCIとなる予定。TISAはコンサートのサービス販売の独占権を持つ。

テレフォニカは、MCI (45%出資) とBanamex (55%出資) が設立したメキシコの第二事業者Avantelに資本参加する権利を与えられる^(注14)。

TISAとMCI Systemhouseは、アウトソーシングとシステムインテグレーション (SI) 事業を行う合併会社を設立する。経営権はMCI Systemhouseが持つ。

さらに、将来は以下のような事業を行うことを予定している。

テレフォニカは、スペインにおいてコンサートのサービスを独占的に提供する。また、TISAとMCI Systemhouseの提供するSIサービスもスペインで提供する。

プエルトリコでのそれぞれの事業を折半出資の合併会社に統合し、汎米ジョイントベンチャーの一部とする。

テレフォニカとMCIは米国内でのヒスパニック市場 (2,800万人) へのマーケティングを共同で行う。

BT株式の1%とテレフォニカ株式の2%を相互に保有する。必要な金額は約2億8,000万ポンド / 650億ペセタ (約580億円)

テレフォニカのVillalonga会長はコンサートの取締役会に、BTのVallance会長はテレフォニカ取締役会にそれぞれ参加する。

テレフォニカはBTと共同で欧州における投資機会を求める。

この提携に伴い、既にテレフォニカは、ユニソースから脱退する意向を表明している。

<出典>KDDヨーロッパ(4.18)、KDDジュネーブ事務所(4.24)他

(注14)
出資比率は33%と予想されている。



KDD RESEARCH



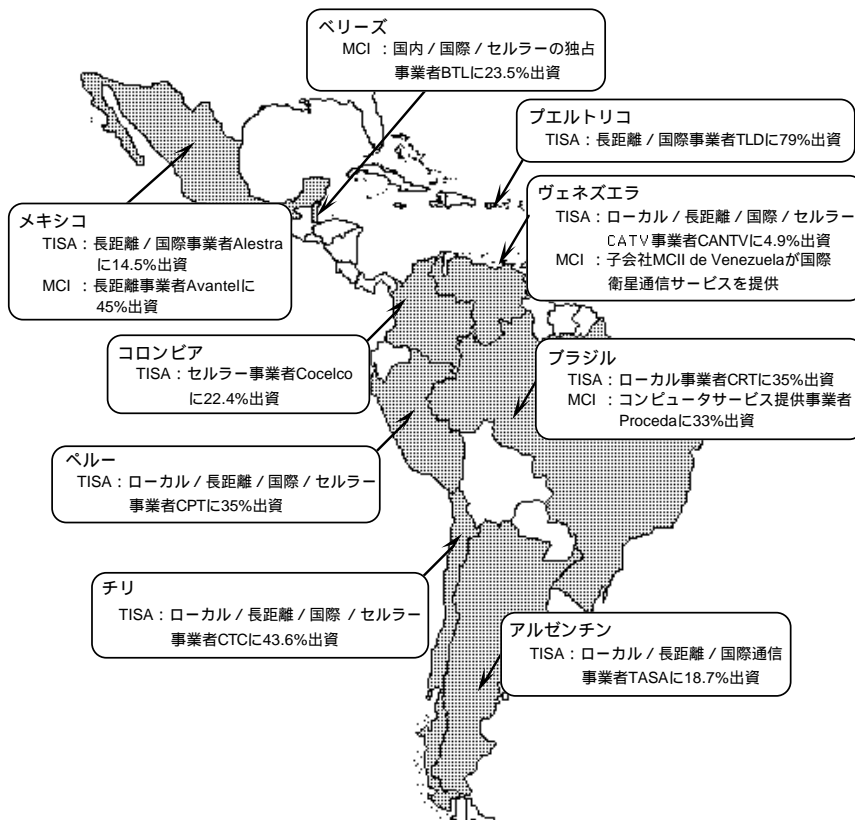
COMMENT

BTは本年3月に、スペインにおいて提携を行っていたBanco Santander との関係を整理し、テレフォニカを含め新たな提携先を検討する動きを見せており、テレフォニカ側もユニソースからの脱退が噂されていた。今回発表されたテレフォニカとの提携は、BTにとって残された課題であったスペインへの進出問題を解決するとともに、コンサート陣営の中南米進出に大きく貢献するものとして評価されている。

AT&Tとユニソースは、この提携に遺憾の意を表明するとともに、この提携はユニソースへの参加と両立し得ないものであるとしている。ユニソースは発表したコメントの中で、法的問題、金銭上の問題の詳細を現在検討中であることを明らかにした。一方テレフォニカは、提携自体はユニソースに参加する際の契約に違反したものではないと主張している。

この提携発表に先立ち、4月14日にBT/MCI、翌15日にはテレフォニカが、いずれもブラジル市場の開拓を主な目的として、ポルトガルテレコムとの提携を発表している^(注15)。BTが1%、MCIが0.5%、テレフォニカが3.5%程度ポルトガルテレコムへ出資し、ポルトガルテレコムもテレフォニカに1%程度出資する予定である。また、ポルトガルテレコムはポルトガルにおいてコンサートのサービス販売も行っていく。BTは欧州では主に各国の第二事業者を中心に提携を行って来ているが、南欧2か国では北欧・オーストリアと並んで旧国営独占事業者と手を組んだこととなる。
(近藤 麻美/細谷 毅)

図：TISA及びMCIの中南米進出



(注15) ポルトガルテレコムはブラジルのTelebrasと提携関係にある。



イタリア

STET とテレコムイタリアの合併について

STET とテレコムイタリアの合併後の新会社に黄金株制度が導入されることになった。

3月26日、STET とテレコムイタリアは臨時株主総会を開催し、両社の合併に伴う株式の交換率を決定した。交換率はSTET の普通株10に対してテレコムイタリア普通株18である。これにより、合併後の新会社^(注16)の資本金は7兆4,510億リラ(約5,737億円)^(注17)、同社に対する政府持株比率は44.7%となる。STET は4月30日に再度、株主総会を招集し、両社の合併について正式に決定した。

また、新会社の完全民営化後3年間、イタリア政府が同社の「黄金株」を保有することが承認された。これにより、会社の分割・合併、新規主要株主の承認等の重要事項に対し、政府が最終決定権を保持することになる。

政府は黄金株の導入によりSTET の完全民営化に反対している共産党再建派を懐柔し、早期に通信法を改正し、今秋には政府保有のSTET 株式の売却を実施したい考えである。

<出典>KDD ローマ事務所(3.26/4.07)、Financial Times(3.27)他

COMMENT

黄金株の導入についてイタリア政府は、これは期間限定的な措置であり、国内通信市場の自由化が進み、また独立規制機関が十分に機能するようになれば、3年よりも短い期間で黄金株は廃止すると述べている。イタリアでは黄金株により政府が経営に介入するのは民営化の流れに逆行するものとして機関投資家からの反発があり、その廃止をめぐる国民投票の実施も予定されている。(近藤 麻美)

(注16)
新会社の名称はテレコムイタリアとなる。

(注17)
100リラ = 7.7円で計算。



KDD RESEARCH



フランステレコムがインフォストラダの株式取得

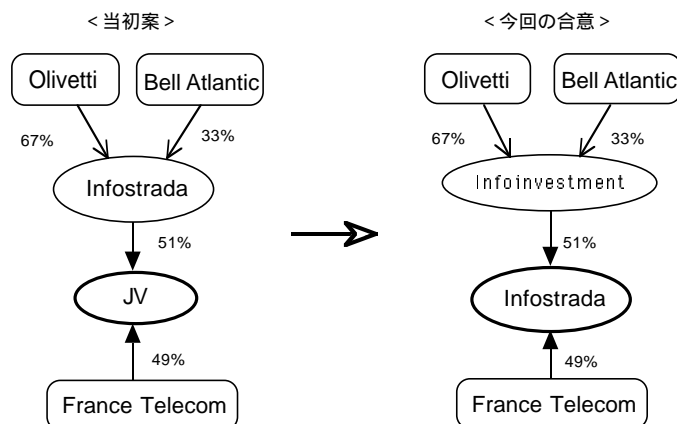
提携交渉がようやく合意に達した。

フランステレコムが、イタリアのコンピュータ・メーカー、オリベッティ・グループと米国のベル・アトランティックによる合併会社インフォストラダの株式を取得することになった。現在、インフォストラダにはオリベッティが67%、ベル・アトランティックが33%出資しているが、今回の合意により、フランステレコムが49%出資し、残りの51%をオリベッティ（67%）とベル・アトランティック（33%）による持株会社Infoinvestmentが所有することになる。また、今後ドイツテレコムとUSスプリントも出資に参加する可能性がある。インフォストラダは、今後5年間に総額2兆リラ（約1,540億円）を投資して、独自の通信インフラの開発を行い、テレコムイタリアに対抗するイタリア第二の通信事業者の地位を目指す。また、同社はイタリアにおけるグローバルワンのサービス販売も行なっていく。

COMMENT

フランステレコムは既に95年11月にオリベッティとの間に、フランステレコムとインフォストラダで合併会社を設立する計画を発表していた。しかし、その後オリベッティの経営状況悪化等により交渉が難航し、ようやく今回フランステレコムのインフォストラダへの直接投資という形で計画が実現した。オリベッティは赤字が続く同社のコンピュータ部門を売却し、今後は経営の重点を情報通信産業に移していく考えであり、フランステレコムとの提携は同社の戦略の要となる。

（近藤 麻美）





デンマーク

4社にDCS-1800免許を付与

既に高い普及率にもかかわらず、各社とも強気の見通し。既存2社はGSMとのデュアルモード端末を投入予定。

3月19日、デンマークの電気通信規制機関Telestyrelsenは、以下の4社へのDCS-1800免許付与を発表した。

- ・テレダンマーク（デンマーク政府が51.73%保有）
- ・Sonofon（GN Store Nordが53.5%、ベルサウスが46.5%を出資）
- ・テリア（スウェーデン政府100%保有）
- ・Mobilix（FTの移動体部門子会社France Telecom Mobiles Internationalの子会社で、最低20%をデンマークのパートナーに売却見込み）

付与される周波数帯は、Sonofonが2x7.2MHz、それ以外の3社が2x14.4MHzである。この他に応募していたスウェーデンのNetCom Systems（傘下にスウェーデンの第二事業者Tele2およびGSM事業者Comviqを持つ）は選に漏れた。

<出典>Financial Times(3.20)他

COMMENT

デンマークでは、テレダンマーク（アナログ：30万加入、GSM：52万加入）とSonofon（GSM：52万加入）が移動体通信サービスを提供しており、普及率は26%と高い。両社は、本年中にもデュアルモード端末を投入して、GSMとDCS-1800を相互に補完するサービスとして位置付け、自宅からの発信を低料金とする新タリフの導入によって、ワイアレスローカルループとしての利用を狙う。一方、新規参入するテリアとMobilixも今後の市場の成長に楽観的で、例えばMobilixは10年以内にデンマークの移動体普及率が55%に達するとの見通しを明らかにしている。

昨年1月に欧州委員会で採択された移動体通信に関する自由化指令により、EU加盟国は本年中にDCS-1800免許を付与することが義務付けられている。既に免許付与が行われているのは、デンマークの他には英国、ドイツ、フランス（以上、サービス提供も開始）、ギリシア、フィンランド、スウェーデンのみであり、本年は多くの国で免許付与が行われる見込みである。（細谷 毅）



KDD RESEARCH



NEWS

KDD総研がお客さまのインターネットビジネスをトータルにサポートいたします。

1. インターネットコンテンツの作成サービス

音声、動画を含むマルチメディアのホームページの作成並びにインタラクティブなページを作るための各種c g iを作成いたします。また、ご希望のお客さまは、当社のサーバ上にホームページを開設していただくことも可能です。

2. インターネット、イントラネットのコンサルティングおよび調査サービス

導入機器の選択、仕様書の作成などインターネット、イントラネット構築を計画されているお客さまへ各種コンサルティングサービスを提供いたします。また、インターネットの最新情報などの調査も承ります。

3. インターネットサーバの構築サービス

WWWサーバなどインターネットサーバの構築作業を承ります。

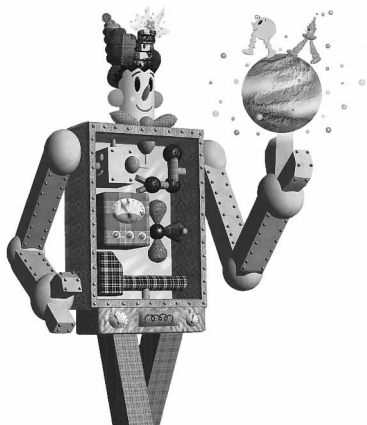
問合せ先	KDD総研インターネット業務部
TEL	03-3347-6337
FAX	03-3347-6721
E-mail	INET@plaza.co.jp
WWW	http://www.plaza.co.jp

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1997 May



発行日	1997年5月20日
発行人	景山 正
編集人	安道 幸一郎
発行所	株式会社 KDD総研 〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料	30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷	株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD Europe Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-502-9158

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD TELECOMET H.K. LTD.

Room 2701, Lippo Tower, Lippo Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338